

畜 第 1143 号
令和 6 年 3 月 22 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長
岩手県農業共済組合連合会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の留意事項の一部改正に
伴う検査対象の変更について

日頃より本県の畜産振興に御尽力いただき、感謝申し上げます。

このことについて、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正及び「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項」について（令和 5 年 11 月 17 日付け畜第 783 号）で通知したところですが、改正後の指針が令和 6 年 4 月 1 日に施行されます。

つきましては、下記について貴下職員並びに会員に周知いただきますとともに、検査及び届出の適切な実施に御協力をお願いします。なお、参考までに検案書の例を作成しましたので、御活用ください。

記

- 1 死亡牛を検案した獣医師は、死亡前の状況を確認のうえ、検査の要否を判断し、検案書に明記すること。
- 2 死亡牛を検案した獣医師は、検査の要否について飼養者に説明するとともに、検査対象である場合には、検案書、死亡牛処理整理票及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を添付のうえ、搬出するよう指導すること。

BSE 検査有無の判定理由 (該当項目いずれかひとつに☑)	BSE 検査の有無 (いずれかに○)
<input type="checkbox"/> 死亡前の状況が不明 <input type="checkbox"/> BSE の特定症状や中枢神経症状を認める <input type="checkbox"/> 起立不能である <input type="checkbox"/> BSE 関連症状（行動変化など）を認める	有
<input type="checkbox"/> 起立不能だが、科学的手法により BSE 以外の疾病と確定診断できる (例：血液生化学検査により低 Ca 血症と診断) <input type="checkbox"/> 起立不能だが、骨折・脱臼など臨床検査で原因が明らかである <input type="checkbox"/> BSE 関連症状を認めるが、感染症や腫瘍など、原因が明らかである <input type="checkbox"/> BSE の特定症状、起立不能及び関連症状を認めない	無

検 案 書				
畜主又は管理者住所				
氏 名				
家畜の種類	品 種	生年月日	性 別	毛色・特徴
牛		令和 年 月 日	雄・雌・去	
名 号		個体識別番号		
病 名				
発病月日	令和 年 月 日	初診日	令和 年 月 日	
終診月日	令和 年 月 日	転帰月日 (死亡月日)	令和 年 月 日	
死亡場所				

上記の通り検案する。

令和 年 月 日

住 所

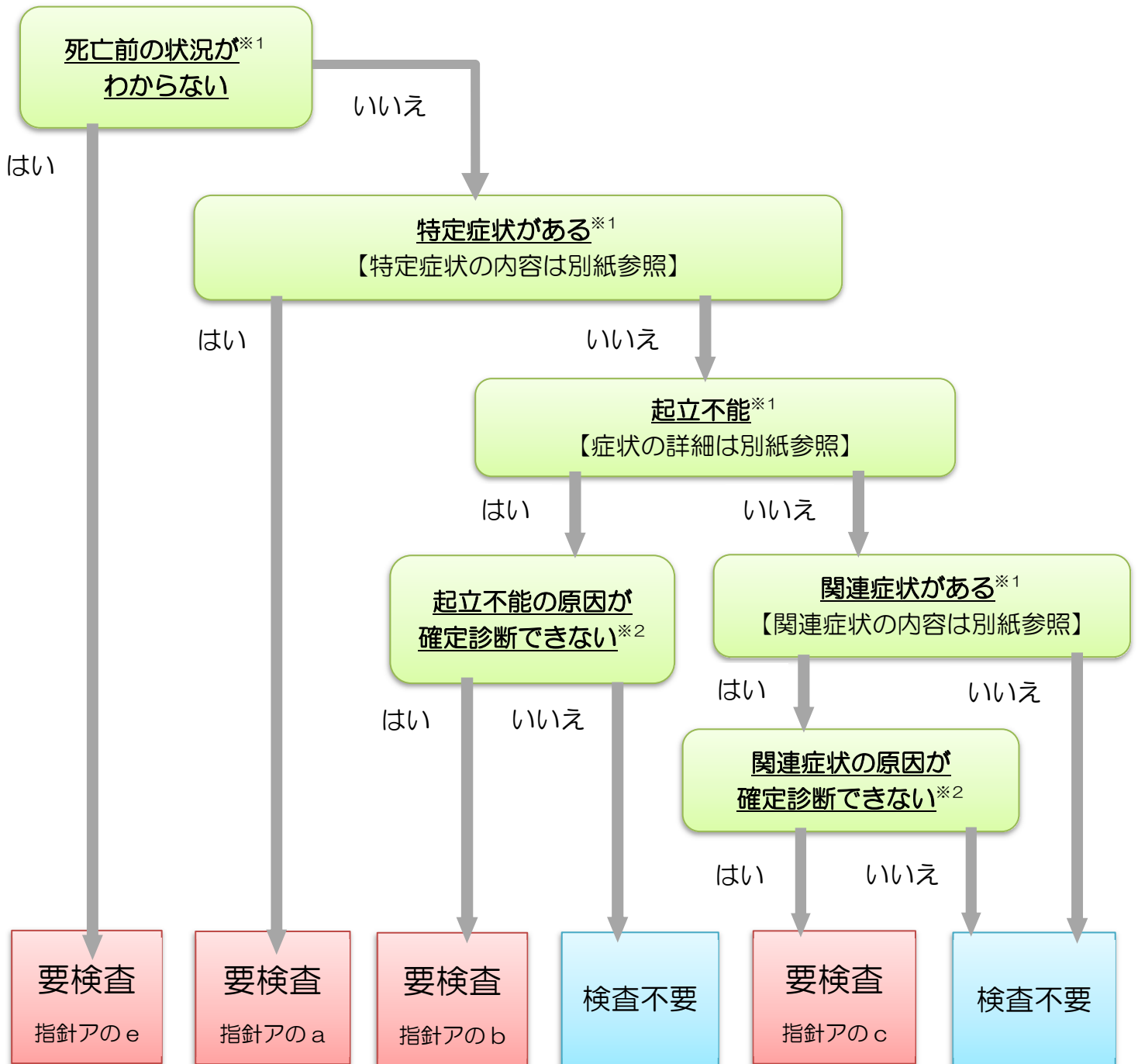
電話番号

診療所名

獣医師

死亡牛の BSE 検査フロー

R6.4.1



※1 死亡前の特定症状・起立不能・関連症状の有無の確認は、農家への聞き取りや過去のカルテから実施して下さい。状況不明の場合は BSE 検査対象となります。

※2 確定診断は、客観的かつ科学的な手段で行ってください。ただし、骨折・脱臼など臨床検査で明らかに診断可能なものは、診断方法として認められます。

【特定症状】

- ① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| i 興奮しやすい | ii 音、光、接触等に対する過敏な反応 |
| iii 群内序列の変化 | iv 搾乳時の持続的な蹴り |
| v 頭を低くし柵等に押しつける動作を繰り返す | vi 扉、柵等の障害物におけるためらい |

※ ただし、以下の疾病が疑われ、かつ治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈していたものは、特定症状牛として **BSE 検査対象**となります。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ・ヒストフィルス・ソムニ感染症 | ・リステリア症 |
| ・大脳皮質壊死症 | ・脳炎、脳脊髄炎、髄膜炎 |
| ・神経症（全身に異常が見られる中樞神経麻痺及び中樞神経系の腫瘍） | |

【起立不能】

死亡前に、進行性に次の症状が認められ、かつ他の一般的な理由で説明できないもの。

- | | | |
|-------------|----------------|---------|
| ・異常姿勢（犬座姿勢） | ・異常歩様（後肢の運動失調） | ・頭を低くする |
| ・障害物回避が困難 | ・起立不能 | |

※ 次の疾患で、確定診断できないものは検査対象です。

- | | | |
|-----------|-----------------------------------|------------|
| ・低カルシウム血症 | ・大腿神経麻痺 | ・マグネシウム欠乏症 |
| ・坐骨神経麻痺 | ・乳熱 | ・末梢神経系腫瘍 |
| ・閉鎖神経麻痺 | ・その他、末梢神経麻痺の感染症を疑わない進行性神経症状を呈する疾患 | |

【関連症状】

死亡前に、進行性に次の症状が認められ、かつ他の一般的な理由で説明できないもの。

<行動変化>

- | | | |
|--------------------|------------|--------|
| ・治療の効果が期待できない行動変化 | ・沈鬱 | ・緊張 |
| ・目又は耳が左右非対称かつ過剰に動く | ・明らかな流涎の増加 | |
| ・鼻をなめる動作の増加 | ・歯ぎしり | ・振戦 |
| ・過剰な発声 | ・パニック反応 | ・過剰な警戒 |

<非特異的な症状>

- | | | |
|-----------|----------|-------|
| ・乳量減少 | ・栄養状態の悪化 | ・体重減少 |
| ・徐脈等の心拍障害 | | |

BSEサーベイランスの対象となる牛

改正前（従来のBSE検査）

【全月齢】
特定症状※₁を呈する牛

※₁ 興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

【48か月齢以上】
①起立不能を呈し、かつ
②進行性の神経症状を呈する牛

【48か月齢未満】
家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛
例：歩行困難、起立不能を呈した牛

【96か月齢以上】
一般的な死亡牛

変更なし

実質変更なし
※さらに症状の
絞り込み

改正後（令和6年4月からのBSE検査）

【全月齢】
特定症状※₁を呈する牛

【全月齢】
特定症状以外のBSEが否定できない症状※₂を呈する牛

※₂ 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

BSEを疑う症状を呈した牛を標的としたサーベイランスを実施

廃止